

ウィッグ・乳房補整具の購入費用 補助制度について

～2019年度いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業補助金）～

※本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。



がん治療を受けている方の就労等の
社会参加を応援するため、
**ウィッグ(かつら)、乳房補整具の
購入費用を補助します。**



● 制度の概要

補助の対象となる方	<p>補助の対象となる方は、次の項目に全て該当する方です。</p> <p>(1) 申請日時点において茨城県内に住所を有する方。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方。</p> <p>① がんの治療（化学療法、放射線療法等）を受けた方又は現に受けている方であって、補助の対象となる経費の（1）に掲げる補整具を必要とする方。</p> <p>② 乳がん等の治療（手術療法等）を受けた者であって、補助の対象となる経費（2）に掲げる補整具を必要とする方。</p> <p>(3) 過去に、今回申請しようとする補整具と同じ区分に属する補整具により本補助金による助成を受けていない方。</p>
補助の対象となる経費	<p>(1)、(2)の購入経費（平成30年4月1日以降に購入したものが対象です。また、同一補整具について、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を差し引いた額が補助の対象となる経費となります。）</p> <p>(1) ウィッグ（全頭用かつらに限ります。）</p> <p>※レンタルも含まれます。</p> <p>※装着に必要な装着用のネットを含みます。</p> <p>※付属品及びケア用品は対象外です。</p> <p>※部分的なかつらや毛髪が付いた帽子などは対象外です。</p> <p>(2) 乳房補整具（補整下着等）</p> <p>※付属品及びケア用品は対象外です。</p>
補助率・補助額	購入経費の1/2（補助上限額 2万円） ※Q & Aに例を掲載しています。
補助回数	1人1回（ウィッグ、乳房補整具それぞれ1回ずつ）
申請方法等	・「補助金交付申請書兼実績報告書」及び「申請に必要な書類」を申請窓口あてに郵送または持参してください。
申請に必要な書類	<p>(1) 補整具の領収書など購入したものの内容や金額が分かる書類（原本）</p> <p>(2) 治療を受療していることがわかるお薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など（がん治療を受けた又は現に受けていることを証明する書類に限る。）（写し）</p> <p>(3) 住民票（発行から概ね3か月以内で、個人番号（マイナンバー）の記載がない物）（原本）</p> <p>(4) 振込先口座がわかる通帳表紙等の写し</p>

Q&A



Q どれくらいの補助が受けられるのですか？

A ウィッグ、乳房補整具それぞれ購入経費の1/2、最大2万円までの補助になります。

例：2万円で購入した場合 → 1万円の補助

10万円で購入した場合 → 2万円の補助

Q 申請すれば何回でも補助してもらえますか？

A 補助対象はウィッグ（全頭かつら）、乳房補整具に対して、それぞれおひとり1回に限ります。

例：平成30年度にウィッグの補助を受けた方でも、今年度、乳房補整具の申請はできます。

平成30年度にウィッグと乳房補整具の補助を受けた方は申請できません。

Q 補助対象となるウィッグ又は乳房補整具は1人1つだけですか？

A 補助上限額（2万円）の範囲内であれば、購入される個数は問いません。それぞれ複数購入されたものの合計で申請してください。領収書も購入分の枚数をご用意ください。

Q がんの治療を受けていることの証明はどのように行いますか？

A 医師の治療内容に関する説明書や診断書・治療方針計画書・治療明細書・お薬手帳など、がんの治療を受けていることが分かる書類を提出してください。（写し）

※治療説明書等の書類については、各医療機関へお問い合わせください。

Q 補助対象の購入日に制限ありますか？

A 平成30年4月1日以降に購入したものが対象となります。

（領収書など購入したものの内容や金額が分かる書類により確認させていただきます。）

●お問い合わせ・申請窓口

(公社)茨城県看護協会

「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35 (茨城県保健衛生会館内)

☎029-222-1219 ✉ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00

(※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く)

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています。



“聴く”事をイメージした相談室のキャラクター「きくちゃん」